

令和 8 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 8 年 2 月 5 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和8年2月5日（木曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時52分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	小 嶋 智 子 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	3 番	内 田 あ や 議員
4 番	吉 田 活 世 議員	5 番	齋 藤 幸 子 議員
6 番	伊 藤 妙 子 議員	7 番	渡 邊 竜 幸 議員
8 番	片 山 義 久 議員	10 番	萩 原 圭 一 議員
11 番	赤 松 祐 造 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
16 番	富 澤 啓 二 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
18 番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	加 山 卓 司
総 務 部 長	松 戸 克 彦	健 康 部 長	櫻 井 崇
都市整備部長	福 田 順 一	総務部次長兼 総 務 課 長	野 中 大 介
都市整備部次長 兼 都市整備課長			渡 邊 宗 臣
都市整備部次長 兼 道路安全課長			前 島 祐 三
財 政 課 長	高 野 晴 之	職 員 課 長	白 川 将 実
保険年金課長	稲 原 大 介	公 共 交 通 政 策 室 長	黒 田 繁
財政課長補佐	斉 藤 寛 子	総務課長補佐	桶 田 和 幸
職員課長補佐	高 嶋 敦 士	保 險 年 金 課 長 補 佐	中 村 智 子
公共交通政策 室 長 補 佐	遠 山 かおり		

◇事務局職員

議会事務局長	亀井義和	議事課長	工藤宏
議事課長補佐	平川一朗	主任	小林巖

◇本日の会議に付した案件

和光市国民健康保険ヘルスプラン変更案について

令和8年度当初予算(案)の概要について

和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて

非強制徴収公債権等の放棄について

和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行の中止について

午前 9時30分 開会

○小嶋智子議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、日頃から市政運営に関しまして、格別の御理解、御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。いつもありがとうございます。

また、本日は御多用の中、全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

本日は、5つの案件を予定しています。

初めに、健康部から和光市国民健康保険ヘルスプラン変更案について、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が導入されることに伴い、国民健康保険税を通じて、支援金の徴収が開始されます。そのため、保険税の税率などを計画している国民健康保険ヘルスプランを変更することとしましたので、その概要につきまして説明いたします。

次に、企画部から令和8年度当初予算(案)の概要について、和光市駅北口土地区画整理事業では、再開発事業の進捗に合わせ、和光市駅前周辺の整備に係る予算を、教育分野では、小・中学校教育費の負担軽減や教育支援センターの整備に係る予算を、福祉分野では、こども誰でも通園制度や朝の居場所づくりに係る予算を計上するなどしており、概要につきまして説明いたします。

次に、総務部から和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて、市役所駐車場の使用料の改定等を行いたいので、改正案の内容につきまして説明いたします。

次に、同じく総務部から非強制徴収公債権等の放棄について、会計年度任用職員であった者が月の途中で退職したことによる支給済み報酬等の一部返還額を、当該元会計年度任用職員に資力がなくなったことが判明したため、和光市債権管理条例に基づく放棄をしたことにつきまして説明いたします。

最後に、都市整備部から和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行の中止について、自動運転サービス導入事業は、補助金等を活用し実証走行を行う予定でしたが、補助金の活用が困難となったことから、実証走行の中止につきまして説明いたします。

以上、詳細については各部から説明をいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

○小嶋智子議長 ここで、市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時32分 休憩)

再開します。(午前 9時33分 再開)

本日の案件は、和光市国民健康保険ヘルスプラン変更案について、令和8年度当初予算(案)の概要について、和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて、非強制徴収公債権等の放棄について、和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行

の中止についての5件です。

初めに、和光市国民健康保険ヘルスプラン変更案について説明願います。

櫻井健康部長。

○櫻井健康部長 おはようございます。

健康部からは、和光市国民健康保険ヘルスプランの変更案について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されます。この制度は、国が少子化対策の安定財源を確保するため、医療保険者を通じて広く負担を求める仕組みとして設計しているものです。

国民健康保険では、既存の国民健康保険税の賦課徴収の仕組みを活用して、子ども・子育て支援金相当分を徴収することになります。制度の導入に当たり、国民健康保険税の税率などを計画している国民健康保険ヘルスプランの変更を行う必要が生じますので、本日はその変更案について説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 おはようございます。

和光市国民健康保険ヘルスプランの変更案について、担当課であります保険年金課より御説明申し上げます。

和光市国民健康保険ヘルスプランは、国民健康保険制度を将来にわたり安定的に運営するための基本的な指針です。令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画を策定いたしました。その中には、税率改正の予定や将来の財政推計も含まれております。

今回、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援金が追加されることとなりました。税率や財政状況が変わるため、国民健康保険ヘルスプランの変更を行いたいと考えております。

子ども・子育て支援金制度は、国が少子化対策の安定財源を確保するため、医療保険者を通じて広く負担を求める仕組みとして設計しているものです。国民健康保険では、既存の国民健康保険税の賦課徴収の仕組みを活用して、子ども・子育て支援金相当分が反映される整理となっております。

現行の国民健康保険ヘルスプランでは、第9章第8節において、令和6年度から令和8年度までの3年間の減税率をお示しし、続く第9章で財政推計を立てております。今回、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援金が追加されるため、現行計画を大きく改定するのではなく、追補の形で第10節以降追加する変更案として整理いたしました。

具体的な影響といたしましては、子ども・子育て支援金分の所得割が0.3%、均等割が1,990円となり、賦課対象となる被保険者は1万1,000人、1人当たり賦課額はおよそ4,700円、賦課される子ども・子育て支援金の総額としては約5,100万円と想定しております。

では、国民健康保険ヘルスプランの変更案について説明いたします。

資料のほう御覧ください。

まず、制度の概要となります。

初めの第10節では、制度の概要を記載しております。

国が示している資料を踏まえ、制度趣旨としては、社会連帯の理念の下、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体で支える仕組みとして創設されたものです。少子化、人口減少が危機的状況にある中、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略に基づき、国は子ども・子育て支援加速化プランを取りまとめ、児童手当の拡充など給付の抜本強化を進めることとなりました。この給付拡充には安定財源が必要であるため、歳出改革等を最大限行った上で、医療保険の保険料、保険税と合わせて拠出する仕組みとなります。

国民健康保険においても、支援金分を保険税として徴収し、子ども・子育て支援納付金として埼玉県へ納付する必要が生じます。

次のページを御覧ください。

対象となる給付についてですが、例えば児童手当の所得制限撤廃、高校生世代までの延長、第3子以降の増額など、既に開始している事業も含まれております。

次に、賦課徴収の方向性について説明いたします。

賦課徴収の基本的方向性として、埼玉県から示される子ども・子育て支援納付金額に照らし、和光市の税率を設定いたします。また、均等割の7割・5割・2割軽減は、他の賦課区分と同様に適用され、賦課限度額も設定されます。加えて、この制度は少子化対策であることから、子供がいる世帯の拠出額が増えないように、18歳に達する日以降、最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額を全額軽減する取扱いとなります。

次のページを御覧ください。

次に、新たな保険税率とモデルケースになります。

第11節では、新たな保険税率をお示しします。

基本的な考え方は、現行の国民健康保険ヘルスプラン第8節で示した税率に子ども・子育て支援金分を追加するもので、既存の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は変更いたしません。子ども・子育て支援分の税率は、埼玉県が示す市町村標準保険税率を採用し、所得割は0.3%、均等割は1,990円としております。

これまで他区分では、基金を活用することで税率を抑えてきましたが、子ども・子育て支援金分は、その制度趣旨や他保険との関係性、また、国が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げる激変緩和方針としていることから、基金の活用は行わない整理としております。

次のページを御覧ください。

この税率を用いて、現行プランと同様のモデルケースで試算のほう行いました。

モデル1は、70歳夫婦2人、年金収入180万円の低所得軽減が適用される世帯で、令和7年

度と比べて2,800円増となります。

モデル2は、40歳夫婦2人、給与収入300万円の世帯で、令和7年度と比べて8,700円増となります。

モデル3は、40歳夫婦、就学児2人の4人世帯、給与収入600万円の世帯です。子供2人分の子ども・子育て支援金分の均等割は全額軽減されており、令和7年度と比べて1万5,700円増となります。

モデルケースにはありませんが、所得のない50歳の1人世帯の場合、500円増というふうになります。

国の試算では、令和8年度は国民健康保険1人当たり平均で月250円、年3,000円程度とされていますが、和光市では平均で月390円、年約4,700円程度の水準を想定しております。これは、和光市では所得水準が高いなどの影響により、納付金や税額が比較的高く算出される傾向があることが要因と考えております。

次のページを御覧ください。

続いて、子ども・子育て支援金導入を踏まえた財政推計となります。

第12節では、現行ヘルスプラン第9節の推計をベースに、令和5年度から令和7年度までを実績値で更新し、令和8年度の推計を作成しています。保険税収納額は、令和7年度について収納率93.85%で見込んだ数字に更新し、令和8年度は被保険者数の減少を見込みつつ、子ども・子育て支援金分の収納見込額を上乗せして算出しております。

また、法定外繰入金は、現行の計画のとおり、令和8年度は繰入れを行わない前提としております。その結果、令和8年度当初の基金残高は約8億円となる見込みです。

なお、子ども・子育て支援金としての収納額としては、総額4,850万円程度を予測しております。

最後に、今後の進め方について説明いたします。

この案は、国民健康保険運営協議会で承認をいただき、本日、議員の皆様への説明を行っております。また、子ども・子育て支援金の導入に当たりましては、和光市国民健康保険税条例の改正が必要となりますので、3月定例会に議案を上程する予定です。

なお、子ども・子育て支援金でも適用される賦課限度額低所得者軽減制度の判定所得基準などを規定する地方税法施行令については、年度内に公布される予定であり、例年のように専決等で対応させていただく予定です。

市民の皆様への周知については、和光市公式ユーチューブ、和光市チャンネルへの動画掲載により制度説明を行う予定です。

この制度は、社会全体で子供や子育て世帯を応援する機運を高め、少子化トレンドの反転につなげていくための重要な取組に資するものとなります。市といたしましては、国の制度設計にのっとり、適正な事務執行を行いたいと考えております。子ども・子育て支援金制度導入による国民健康保険ヘルスプランの変更に対して、市民の皆様、議員の皆様への御理解を賜ります

ようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

吉田活世議員。

○吉田活世議員 御説明ありがとうございます。

所得割について0.3%となっていますが、近隣市ではどのようなパーセンテージになっているのか、教えていただけますか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 今、個別の近隣市の状況をつかんでいるわけではないんですけれども、県全体としてもし出すとしたらというような県の標準税率というのがありまして、それについては所得割は0.3%ということで、同じ割合で設定されております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 和光市で国民健康保険を利用されている方の実情として、このパーセンテージでよいという根拠を示していただいてもよろしいですか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 まず、前提として、市町村標準税率という県が示しているものについて設定しているのが、1つあります。その標準税率というのを県が計算する際には、どちらかという全体に必要な子ども・子育て支援金の額を、各市の所得であるとか加入者数、そういうもので案分していくという形での計算となっておりますので、この税率で設定すると、その必要な額が集められるというような仕組みで設定された税率ということになります。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしますと、ちょっとどう言葉を選んでいいか分からないんですけれども、金額が集められるということが主体的になっているなというふうに、その言葉を取るとそのように理解ができるんです。

それで、国民健康保険というのは、社会保険制度の中でも、例えば協会けんぽなどに属さない、例えばボーナスも不定期だったりとか、もらえていない人も多く加入しているものです。

県が決めたからこの数字でいいというのではなくて、和光市の実情として合っているかというところをもう一度確認させていただきたいのですが、お答え願えますでしょうか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 まず、前提としては、説明の中でも少しありましたが、全医療保険で同じような制度が設立されているという前提があります。被用者保険もそうですし、例えばいろいろな共済組合とかそういうものについても全て、このものが設定されております。

それに対して国のほうが、子ども・子育て支援制度に必要な総額を出したものを、まず、それぞれの保険ごとに人数比であるとかそういうもので割り振りをするというのが考え方です。

そのようになると、最終的にその支援金額を納付するために税率の設定を行わないと、払うべきものが払えないという状況になってしまいますので、そういう意味では、もちろん個人々のいろいろな御事情というのがあるのは承知しておりますが、税率としてはこの税率を設定するというように考えております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 税率については、この数字でもう確定ですか。ほかの近隣市で、これと違った数字で出てくるという可能性はありますか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 基本的には、ほかの市と全く同じということはありません。先ほどお話しした県の全体の税率というのがありますけれども、それぞれ各市の状況に応じて、県のほうが計算した市町村標準税率というのが示されております。それは各市によって計算の仕方が違う形で出されていますので、県内全市が全く同じ状況というわけではございません。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今後、近隣市について数字をつかんでいく予定はあるかという点が1点と、それから、今回、基金を利用しないということですが、もう一度その点についてなぜ利用しないのか、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 近隣市についてですが、最終的にはまだ条例とかで定めるものになりますので、実際どうなるかというのは確定していないところではございますが、今後そちらの調査はしていきたいと思っております。

基金についてなんですけれども、先ほども説明させていただいたんですが、まず、こちらの支援金については、全国的な制度としてほかの保険者、国民健康保険だけではなくて例えば後期であるとか、先ほどもあった普通の社会保険、そういうほうでも一律に適用される制度となります。そういう意味で、国民健康保険だけ違う形でやるのがどうかという視点が1個。

それから、これも先ほど少し申し上げたんですけれども、一応国のほうもそういうようなことがありますので、段階的導入ということで、令和8年度から令和10年度にかけてだんだんと上げて、必要な額を最終的に確保するという整理をしております。

そのような意味で、国民健康保険のほうだけ基金を使うというのは考えていないというような状況になります。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 説明ありがとうございます。

110ページのモデルケースです。3のほうを見ますと、40代夫婦、10代のお子さん2人で、夫婦の収入が600万円で固定資産ありという想定になっていますが、これだと61万5,800円、これは令和7年度です。これが1万5,700円上がっていくということなのかなと思います、この金額は、ほぼボーナスと同じぐらいの金額なのかなと思います。それを費やしていくことの

負担というのを、本当に和光市が考えてくれているのかということが、まず私は、市民にとっては一番大切になってくると思うんですよ。

私は以前、建設系のお仕事をしていて、それなりにお給料は頂いていた方から生活相談を受けたとき、国民健康保険の重さに耐えかねて払うのを放棄したという方がいたんですよ。その後、がんになって、仕事ができなくて、生活保護を申請することとなりました。

国民健康保険税というのは、要するに滞納をした場合は、資産の差押えなどがかかってくる税なんですよ。だから、和光市の国民健康保険の加入者の状況に合わせて、さっきお聞きした数字の部分ですけれども、本当にこの数字でいいのかというところをもうちょっと慎重にやって、今は物価高ですから、1万5,700円は決して安い数字ではないと思うんですよ。

もう少し下げるということもやったほうがいいと私は思います。全国的に見て、他市で国民健康保険税を下げたというところもあるんですよ。上がっているところもあるんですけども。だから、和光市は上げる方向で今まできているんですけども、どうなのかなと。

ちょっとすみません、質問ではなくて意見になってしまうのですが、要望として上げさせていただきます。

実際に国民健康保険税を下げているところがあるんです。だからそれをぜひつかんでいただきたいと思います。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 この子ども・子育て支援金制度は大変いい制度だと思っております。制度の本質としては、少子化対策の財源を医療保険料に上乘せして徴収する新しい制度。そして、国民健康保険では、所得割0.3%、均等割1,990円が追加されると。

この重要な特徴として、18歳未満の子供が均等割10割軽減、実質負担ゼロになります。その分を18歳以上の被保険者で案分して、子育て世帯の負担増を避ける設計になっているというふうに理解しておりますが、そうしますと、子供均等割はゼロでも世帯主の所得割が増えて、子育て世帯の負担は増えない。これは制度上の説明でありますけれども、実際には増えるケースもあるかなと思うんですが。そのときの子育て世帯の実負担増をどう今後説明されていくのか、御意見を伺いたいと思います。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 制度としては、18歳未満のお子様の分については、18歳以上の皆さんで分担して負担していただくような制度となっております。

なので、1つの世帯、例えばモデルケース3の世帯のみに着目すると、お子様2人分の均等割分がなくなった分、御両親のほうにその分の均等割分が何らかの形で乗ってくるというのは事実です。

ただ、それを比較したときに、どうしてもお子様の数よりも18歳以上の負担が上がる人の数のほうが圧倒的に多いので、お子様1人当たりに対して、ほかの18歳以上の人が1人当たりで負担する額としてはかなり少ない額となります。

なので、総合的に見ると、世帯としては、18歳未満の方を振り替えるという制度がないことに比べて、そういう制度を適用したほうが負担は軽くなるというような制度設計になっております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 国民健康保険の和光市の加入者は、シングル世帯の方というのは何%を占めていますか。また、お子さんをお持ちの家庭というのは、何%になるのでしょうか。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 申し訳ありません、今、そのような数字は持ち合わせておりません。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 調べることはできますか。後ほどの回答でも構いません。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 すみません、抽出できるかどうかも含めて、回答させていただきたいと思います。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 以前、回答していただいたことがあるのですが。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 その辺も含めて、もう一回調べて、お出しできる状態であればお出ししたいと思います。

○小嶋智子議長 菅原議員。

○菅原満議員 1点確認なんですけれども、令和8年度、令和9年度、令和10年度、段階的なものも含めて、今回の見直しで今後の段階的な引上げも含まれているという理解でよろしいのでしょうか。国のほうは段階的に対応していくということなんです。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 まず、今回こちらの協議会の議案として上げさせていただいている和光市国民健康保険ヘルスプランについては、令和8年度までのプランということでつくっておりますので、令和8年度分までのものということになります。

なので、実際には令和9年度、令和10年度等については、今後プランを立てていくわけなんですけれども、そのときの状態では、国のほうから納めるお金というのは上がっていきますので、どうしても税率等は上がってくるとは考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 子育てに給付するために資金を集めるための道筋だと思うんですけれども、107ページのフローシートの中で、和光市がそれぞれから納付金を集めて県に渡すと。その右側、2つの何に使うかというところだが、一番下の隅の子ども・子育て政策を拡充と上がっているんですけれども、これはいろいろとちまたでは騒がれていますが、1子に何万円にするとか、いろいろなことがあると思うんです。この政策拡充の中に、一般的な拡充はどういうこと

を考えているのか、和光市独自の拡充があるのかどうか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 保険年金課のほうで、ほかにどういうものが市として独自であるかというのは、ちょっとお答えしづらいところはあるんですが、国のほうでこれはやりますと言っているものについては、その次の108ページの所に載っている6項目が今書いてあるんですけども、児童手当であるとか、こども誰でも通園制度とかは、この間、議会で出ていたと思うんですけども、これについては国のほうが主導してやるというのは示されている状況です。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この集めたものを和光市が何か新しく考えて、これ以外に独自にプラスするとか、そういうのはできるんでしょうか、このお金の使い道として。

○小嶋智子議長 稲原保険年金課長。

○稲原保険年金課長 仕組みとしましては、市のほうで徴収させていただいたものを、県や国のほうに納めて、そちらのほうからお金を使うというような仕組みになりますので、頂いたものを市のほうが直接それを使って、ダイレクトに事業をするという設計にはなっていないというものになります。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時00分 休憩）

再開します。（午前10時02分 再開）

次に、令和8年度当初予算案の概要について説明願います。

加山企画部長。

○加山企画部長 企画部の加山です。よろしくお願いいいたします。

私からは、当初予算案のうち、各会計の状況につきまして御説明をさせていただきます。

お配りした資料1の令和8年度一般会計・特別会計予算案一覧表を御覧ください。

初めに、一般会計につきましては、人件費や扶助費などの経常的経費の増加や、土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備などにより、前年度と比べまして7.9%、25億7,500万円の増額となり、予算総額は350億3,400万円となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、前年度と比べまして0.2%、1,417万4,000円増加し、予算総額は64億7,202万3,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度と比べまして19.3%、2億747万5,000円増加し、予算総額は12億8,344万1,000円となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度と比べまして2.1%、1億518万4,000円増加し、予算総額は50億8,243万5,000円となっております。

次に、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度と比べまして23.9%、3億5,635万3,000円増加し、予算総額は18億4,637万3,000円となっております。

続きまして、一般会計当初予算案の概要につきましては、財政課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小嶋智子議長 高野財政課長。

○高野財政課長 それでは、私のほうから概要について説明をさせていただきます。

引き続き、資料1の2ページを御覧いただければと思います。

初めに、歳入の主な内容について説明をさせていただきます。

款1市税につきましては、177億8,035万1,000円を見込んでおりまして、前年度から5億2,244万7,000円の増加となっております。こちらの内訳につきましては、個人市民税では、納税義務者数の増加と所得額の増加等を踏まえまして、前年度から3億9,812万6,000円の増加を見込んでいるほか、法人市民税につきましても、法人数が増加している一方で、法人税の減少が見込まれているため、前年度から10万7,000円の減少を見込んでおります。

固定資産税につきましては、土地では宅地造成等による減少を見込んでおりますが、家屋については、新增築による影響、また、償却資産につきましては、新規設備投資による影響などから増額を見込み、前年度から1億1,567万1,000円の増加を見込んでおります。

軽自動車税につきましては、令和7年度末をもって環境性能割が廃止されることなどに伴いまして、前年度から409万7,000円の減少を見込んでおります。なお、環境性能割の減収分につきましては、特例交付金で補てんされる見込みでございます。

市たばこ税につきましては、たばこの売渡し本数の微増を見込んでいることから、前年度から200万円の増加を見込んでおります。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、前年度から1,085万4,000円の増加を見込んでいるところでございます。

次に、款2地方譲与税から、款13交通安全対策特別交付金までの依存財源につきましては、国が示す令和8年度地方財政対策や埼玉県からの交付見込額の通知を参考に、これまでの交付実績も踏まえ、積算をしております。

このうち、款7地方消費税交付金につきましては、物価上昇等の影響から、前年度から3億6,500万円の増加を見込んでおります。

また、款9環境性能割交付金につきましては、環境性能割の廃止に伴い、2,029万9,000円の減額を見込んでおりますが、その補てんとして特例交付金が交付されるため、款11地方特例交付金の増額を見込んでいるところでございます。

なお、款12の地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和7年度と同様、不交付となる見込みでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

款16国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金の増加などにより、前年度から5億6,668万6,000円の増加となっております。

款17県支出金につきましては、給食費負担軽減交付金や子どものための教育・保育給付県交付金の増加などにより、前年度から2億7,265万1,000円の増加となっております。

款19寄附金につきましては、まちづくり寄附金の当初予算への計上等により、前年度から2,999万9,000円の増加となっております。

款20繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金の増加により、前年度から6億5,655万2,000円の増加となっております。

款21繰越金につきましては、歳計剰余金の見込みについてコロナ禍以前の水準に戻したことから、前年度から5,000万円の増加となっております。

ここで、基金現在高の状況について説明をさせていただければと思いますので、資料の3、一般会計基金現在高一覧を御覧ください。

こちらの表につきましては、12月補正後の基金現在高に、当初予算における取崩し額と積立額を反映したものとなっております。財政調整基金につきましては、当初予算編成における財源調整のため、19億4,150万1,000円の取崩しを予定しており、取崩し後の基金現在高は11億2,744万7,000円となっております。

なお、3月補正では、財源超過額また基金運用利子の積立てを予定しておりますが、金額につきましては、現在調整中となっております。

恐れ入りますが、資料1に戻っていただきまして、3ページを御覧ください。

引き続き、款23市債につきましては、前年度から720万円の減少となっております。主な対象事業を申し上げますと、和光北インター東部地区土地区画整理組合活動支援事業債として3億1,500万円、小学校屋内運動場空調機設置事業債として6,050万円、市道舗装補修事業債として5,990万円、白子コミュニティセンター空調機等更新事業債として5,870万円などを予定しております。

ここで、地方債の借入れ状況について説明をさせていただければと思いますので、資料の2、地方債現在高の推移を御覧ください。

こちらの表につきましても、令和7年度の見込額には、12月補正後の地方債現在高を記載しておりまして、令和8年度見込額には、当初予算における市債発行額と償還額を反映したものをお示しさせていただいております。

地方債の推移につきましては、一般会計では年々減少傾向にございますが、和光市駅北口土地区画整理事業特別会計におきましては、事業の進捗に応じ、補償費等による地方債の発行が増加しているため、現在高は増加傾向にございます。

なお、地方債につきましては、令和7年度中の対象事業費や国・県支出金の確定状況を踏まえまして、3月補正において限度額の減額を予定しているところでございます。

以上が歳入の主な内容となっております。

次に、歳出につきましては、前年度からの増減額が大きいものについて説明をさせていただきます。

資料1に戻りまして、4ページを御覧ください。

款2総務費につきましては、令和7年度に自治体システム標準化等対応業務委託料が計上されていたことによる減少のほか、白子コミュニティセンター空調機等更新工事費や窓口キャッシュレス決済の導入、また、出張所におけるキオスク端末設置に係る費用、市庁舎の火災受信機更新工事費の増加などにより、前年度から6,321万3,000円の増加となっております。

款3民生費につきましては、在宅障害者支援事業における介護給付費、訓練等給付費等、また児童手当といった扶助費の増加や、総合福祉会館空調機更新工事設計業務委託料、朝の居場所づくりに係る費用を含めました学童クラブ指定管理料の増加などにより、前年度から6億9,611万3,000円の増加となっております。

款4衛生費につきましては、水道料金軽減のための水道事業会計の補助金や、朝霞和光資源循環組合ごみ処理負担金の増加などにより、前年度から6億1,336万円の増加となっております。

款8土木費につきましては、和光市駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金や、白子三丁目中央土地区画整理事業地内公園整備工事費のほか、橋梁点検業務委託料の増加などにより、前年度から6億3,045万1,000円の増加となっております。

5ページを御覧ください。

款9消防費につきましては、第2分団消防ポンプ車購入費の増加のほか、令和7年度に第3分団車庫大規模改修工事が計上されていたことによる減少などにより、前年度から727万9,000円の減少となっております。

款10教育費につきましては、教育支援センターの移設に係る費用が増加しているほか、小学校の屋内運動場空調機設置工事費について3年計画で令和6年度、令和7年度と3校ずつ整備を進めてまいりましたが、残り2校となることから工事費が減少しております。

また、午王山遺跡用地取得費の増加や、小学校の給食費負担軽減、中学校の給食費の一部補助に係る費用などの増加などにより、教育費全体で前年度から5億3,986万7,000円の増加となっております。

款12諸支出金につきましては、まちづくり寄附金の積立金の増加などにより、前年度から3,103万6,000円の増加となっております。

資料の説明は以上となりますが、令和8年度に予定しております主な事業の概要説明資料、こちらにつきましては現在作成を行っているところでございますので、予算審議の参考となりますよう、後日、議員の皆様提供させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和8年度当初予算案の概要説明につきましては以上となります。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

伊藤議員。

○伊藤妙子議員 御説明ありがとうございました。

5ページのほうの教育費の5億3,986万円増の内容で、たくさん御説明があったんですけども、その中でも特に保健体育費が前年度と比べて35.4%の増ということで、こちらのものがどういった内容なのかというのは、お聞きできませんでしょうか。

○小嶋智子議長 高野財政課長。

○高野財政課長 詳細な内容はまた委員会だと思いますが、大枠として説明をさせていただければと思います。

今回、保健体育費の増加が多い要因としましては、主に給食費の補助に係る部分でございまして、全員協議会でも説明させていただいておりますが、給食費の価格が上がることと合わせて、今回、国と県を合わせて2分の1ずつの補助金が交付されますので、それをもって小学校のほうに市からの補助を行うということが含まれております。

また、中学校のほうにつきましては、まだ国・県の方針としては示されておりませんが、今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部活用しまして、値上げ分の一部を補助するような内容も含まれております。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 財政調整基金に関して伺います。

これは6割以上使っておりますので、一時的ではなく構造的な財政の基金ではないかなという気がいたします。基本的にはいわゆるバンパー、緩衝材ですね。補正予算での臨時対応とか景気変動、災害等に備えて基金を積むというのが筋だと思いますが、この19億円の取崩しというのは、計画的か、それとも偶発的か。

よく決算で不用額で戻しておりますけれども、こういう構造は、私はいろいろ調べてみましたけれども、自治体としては6割も取り崩すというのはめったにないことですが、どういう評価をされているのか伺います。

○小嶋智子議長 高野財政課長。

○高野財政課長 御指摘いただきましたとおり、財政調整基金の取崩し額が大きい点は、我々も深く認識をしているところでございます。構造上の課題も少なからずあるとは思っておりますが、歳入を厳しく見積もってきた現状がありまして、こういった財政運営となっております。

今後につきましては、景気の回復もございますので、歳入をしっかりと見込んでいくことも必要と思っております。市税収入も含め、今までよりはしっかりと確実に見積もっていくことを意識して取り組んでおります。

また、今回の令和8年度当初予算において、取崩し額が大きくなっている主な要因としましては、やはり人件費の上昇、物価高騰の影響はもちろんあるんですけども、朝霞和光資源循環組合へのごみ処理負担金、こちらが4億円以上の負担金の増加となっております。これは、

皆様も御存じのとおり、旧ごみ焼却場の解体に伴う部分が、今回追加されている部分が大きい要因となっております。

また、市街地再開発事業の工事着手を控えた中で、和光市駅北口土地区画整理事業への繰出金が、前年度と比較してこちらも4億円程度大きく増加している状況でございます。基金残高を一定程度確保した上で、必要やむを得ない行政需要に対応するため繰入れをさせていただいているということで、今後についてはしっかりとその残高、また緊急事態への対応ということで、財政調整基金のほうはしっかりと意識をしながら運営に努めてまいりたいと考えております。

○小嶋智子議長 菅原議員。

○菅原満議員 令和8年度の予算なんですけれども、令和8年度に地方税制の改正も予定されているので、先々も見ていく必要があるという観点から伺いますが、予定されている地方税の個人住民税の扱いだとか、和光市の影響だとか、その辺についてはどう見られているのか。財政運営を継続していくので、その辺だけ確認させていただければと思いますのでお願いいたします。

○小嶋智子議長 高野財政課長。

○高野財政課長 市税収入の見込みにつきましては、基本的には課税課のほうで積算をさせていただいているところなんです。今回、令和8年度当初予算におきましては、給与所得控除等に係る税制改正の影響ということで、2,000万円の減収を見込んでおります。

また、今後の話として、今、選挙の争点としても消費税の話が出ておりますけれども、地方消費税につきましても、和光市では約20億円の歳入がございますので、それに対する国の政策がもし確定した場合には、様々な影響についてしっかりと精査をさせていただいて、補てんの仕方でありましたり、そういったことについてはアンテナを張って努めてまいりたいと考えております。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 国民健康保険財政に関して聞きたいんですが、いわゆる納付金等保険税の収入のギャップについてです。

6ページが一番上の国民健康保険税の14億9,800万円ほど、そして7ページの3の国民健康保険事業費納付金21億5,300万円ほど、約7億円のギャップが生じていると思います。この要因、金額の事由とともに、どういう評価をされているか伺います。

○小嶋智子議長 高野財政課長。

○高野財政課長 特別会計につきましては、なかなか詳細なところまでの説明が難しいんですけれども、やはり一般会計からの繰り出しという観点でいきますと、保険財政自体の健全性をしっかりと担保していただいた上で、必要な部分についてはしっかりと一般会計でケアをしていく必要もございますが、そこについては注意深く今後も見守っていく必要があるかなという認識でございます。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時22分 休憩）

再開します。（午前10時23分 再開）

次に、和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて説明願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、3月定例会において提出予定の和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについてにつきまして説明いたします。

昨今、市役所駐車場の目的外利用が見受けられ、イベント等がある日には、来庁者の方が駐車できないといった状況が発生しております。このようなことから、市役所駐車場の適切な利用を目的とし、使用料の改定等を行いたく、条例の改正案を提出するものとなります。

詳細につきましては、総務課長より御説明いたします。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 それでは、資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、資料の1、和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて、こちらの案になりますが、今回の条例改正につきまして、改正箇所は2つとなります。

1つ目が使用料の改定、こちらが第9条になります。これは後ほど御説明いたします。

2つ目が違反自動車等に対する措置、こちらは第15条になりますけれども、具体的な措置につきましては、もともと施行規則で定められております。今回は条例で措置を講ずることができることを明確化することを目的としておりまして、新たにこれまでと違う措置を取るものではございません。

続きまして、資料の2を御覧ください。

庁舎駐車場の利用料金の値上げについて、こちらにつきまして、まず値上げの理由でございますけれども、先ほど部長のほうからもお話がありましたとおり、一番大きな課題としては、駐車場の適正利用の確保、こちらの観点で値上げをする必要があるというところがございます。

現状としまして、近隣施設や民間駐車場との料金の差によりまして、例えば、わびあですとか和光樹林公園など専用駐車場がある他施設等の利用者、あとは、近隣の工事現場の関係者ですとか、近隣の集合住宅への訪問者、こういった目的外利用者が市庁舎駐車場を利用するケースが多く見られております。近隣より安くて、無料の時間も長い現行の料金のままですと、今まで以上に来庁者以外の市役所駐車場利用が増えまして、本来、用があつて市役所に来られた来庁者の方が、駐車できないような状況が増える可能性が見込まれるという点がございます。

2つ目といたしましては、受益者負担、公平性の観点、こちらにつきましては、市役所への来庁者の方は、これまでどおり現実には無料となりますが、先ほど申し上げたような目的外の理由で駐車場を利用される方に当たりましては、その便益に応じて適正な負担を求めるべきで

あろうと考えております。

また、この目的外利用の方というのは、一部の方に偏っている可能性が高いと考えております。これは、市役所駐車場の利用料金が近隣より安いことですか、3時間無料だということを知っている方は使っていらっしゃると思いますので、こういった無料ですとか低料金での利用というのは不公平でありまして、こういうのは直していく必要があるのではないかと考えております。

3つ目といたしましては財政面、こういった理由もございます。駐車場の舗装ですとか管理委託料、こういったものも年々上がっている状況がございます。そういった財源を確保する上でも、少しでも多くの駐車場利用料、目的外で利用される方については、駐車場の適正な利用料金を払っていただくということは必要なのかなと考えております。

次に、今回の条例でお示しさせていただく利用料金の案でございますが、利用料金につきましては、旧保健センター、新しい水道の庁舎駐車場、こちらは令和8年6月末開庁予定でございますが、こちらの利用料金ですとか、わびあに合わせた料金とする予定でございます。

こちらにつきましては、最初の1時間が無料、以降30分が100円の加算という形になります。市役所に先ほどの用務で来庁される方については無料と考えております。同一日、夜中0時まで、利用料金は1,500円を超えたとしても、1,500円を上限とする。翌日以降、12時を超えてもそのまま継続して利用する場合には、午前0時から翌日分を計算して、またその翌日についても1,500円を限度とするような形になっております。

ここで、無料時間を3時間から1時間に変えるというところに当たりまして、これが来庁者の方とか職員に支障とか負担がないか確認のために、資料3の調査を行っております。

資料3を御覧ください。

こちらにつきましては、市庁舎の39課に対して調査を行っております。調査項目としましては、1週間の窓口対応人数は平均何人ぐらいですかというところと、受付から終了まで1人当たりの対応時間、これは大体の平均ですけれども、それを聞いております。

その結果が2枚目、3枚目となります。

窓口の対応時間ですけれども、週に300人以上というところで、やはり多いのは戸籍住民課1課となっております。対応時間につきましては、今回無料とする1時間以内を超えるという回答があったのは2課となっております。

今回の39課の結果から見ますと、窓口の対応時間が15分未満のところは60%、30分未満というところまで含めると85%、大部分の95%が1時間以内という回答をいただいております。

その中で、平均対応時間が1時間以上になる2課が課題になるんですけれども、1つ目が議会事務局、こちらにつきましては、そもそも的人数も少ないというのがありますけれども、事務局のほうに無料処理機が置いてありますので、そういう用務で超えるような場合には、それで対応が可能であるというところなんです。

もう一つは、対応人数も多いところで生活支援課になるんですけれども、基本的に生活保護

を受給されている方は、自動車を所持していないというのが原則になるため、車以外の交通手段がほとんどなのかなということで、1時間を超える生活支援課の対応者が多くいるとか、支障があるというのではないというのを確認しております。

以上の使用料改正につきましては、文化振興公社もイベント等ありますし、来庁者の方いらっしゃいますので、その辺は事務局のほうと何度かお話しさせていただいて、調整をさせていただいて、文化振興公社のほうでも了承をいただいているところです。JAのほうにつきましても、そもそもお買物をされる方は長くても30分以内というところで、その辺もJAのセンター長のほうとはお話をさせていただいております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、令和8年3月定例会で議決いただいて公布という形になります。その後3か月間、周知期間を設けまして、この間にホームページ、広報等での周知ですとか、庁内駐車場の精算機の所ですとか、そういったところにも掲示をしまして周知を図っていきたいと考えております。新しい料金の開始というのは、令和8年7月1日の施行を予定しております。

説明は以上です。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

内山議員。

○内山恵子議員 来庁者に対しての駐車を優先するというのと、あとは、時間設定をほかの施設に合わせて1時間ということなんですが、例えば一個一個の窓口対応の時間というのは短いかもしれませんが、市役所に来たついでにいろいろなものを片づける人というのは、当然1時間を超える可能性があると思うんですけども、そういう方に対しての何か措置ということは考えられているのでしょうか。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 現在もそうなんですけれども、例えば無料の時間を超えた場合には、所管課から総務課のほうで無料の処理を行いまして、そのまま無料で出ていただくことは可能ですので、今、内山議員おっしゃったようなケースでは、無料の処理の対応をさせていただきます。

○小嶋智子議長 内山議員。

○内山恵子議員 その件についての周知というものも、この3か月の間に行われるということよろしいですか。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 やはりルールが変わることになりますので、その3か月間で、でき得る限りの周知というのはやってまいりたいと考えております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今、私の母が入院して病院にいるんです。同じようなシステムで、やはりその病院でも駐車場についての運営をしているんですけども、私は顔を覚えてもらったのか、

私が行くと、ぱっとQRコードで無料になる券を出していただくんですけども、口コミとか皆さんの声というのを見ていたら、結構知らないで、駐車料金が高いという声がインターネットのほうに上がっていたりという様子が見られたんです。

今回はきちんと調査もなさって時間を割り出し、そして、来庁者は無料にしていくということなのでいいかなと思うんですけども、来庁した方に対してどのような手順で無料にしていくのか、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 現在と同じやり方になるんですけども、窓口に来られた方に対応している職員がおりますので、その窓口で申し出ただけであれば、職員のほうでこちらのほうに案内して、無料の処理をさせていただいて、駐車券をお返しするという形になります。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 市役所に来る方は、例えば小さいお子さんを連れていたりとか、自分で動けない親と一緒に介助しながら来ている方とかもいると思うんです。階を移動するということが、負担になってくるケースも想定し得ると思いますが、総務課のほうに一度、御本人が出向かなければいけない形になりますか。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 例えばお体が悪い方とか、お連れの方がいらっしゃる場合には、対応した職員が来ることも可能ですし、そういったケースが多いようでしたら、例えば1階の総合案内に処理機を置くようなことも想定しております。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 駐車場の値上げの妥当性と効果検証について伺います。

値上げの目的に関しては、やむを得ない事情だと思えます。来庁者以外の利用の抑制、受益者負担の公平性、また、維持管理費の費用の上昇等に関しての対応。基本的に3時間無料というのは、和光市のアドバンテージでもあったんですが、これはしようがないかなと思います。

それで、効果検証について伺いますが、来庁者以外の利用割合は調べられたのか。また、値上げ後の利用抑制効果の試算はされていらっしゃるのかどうか。あと、庁舎とわびあとの料金整合性は、先ほど御説明がありましたので理解をいたしました。あと、市民の利便性低下になるのかどうか、これをどう防ぐのか。3点ほど評価をお聞きします。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 まず、金額面での効果というところで申し上げますと、本当にこの目的外利用がなくなって、純粋に市役所の来庁者の方だけとなると、今の話でいうと、駐車場料金の収入というのはゼロ円になるという形になるので、本当の適正利用が進むと、収入という面では落ちるのかなと思います。

ただ、その部分が実際に、例えば1か月間、目的外利用者の調査とかを行っておりませんので、具体的な数値というのは出していないというのが現状です。

値上げ後の効果というところで申し上げますと、やはり例えば専用駐車場がある所については、そちらに止めていただくというのが正しい形になって、市役所に来庁された方が止められないような現状がなくなる。ここが一番大きな狙いでございますので、その部分の効果があるのかなと思います。

最後の市民の方の利便性というところで申し上げますと、では実際に目的外で使われている、3時間無料だから止めている方たちが、そもそも市民なのかどうかというのも現状では分からないところも多くて、市民の方の利便性がこれによって大きく下がるのかというのは、ないのかなというふうに考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 先ほどちょっと聞き取れなかったんですけども、サンアゼリアの文化振興公社のイベントだとかいろいろな映画だとか音楽会、あれは2時間ちょっと超えてしまうんですが、その人たちは基本的に無料になるのか。

だけれども、7月以降、それを知らない人が出るときに、3時間とっていて、小銭を持ってなくて、そこでちょっと詰まってしまうと思うんです。

だから、サンアゼリアの来客する人はどのような形に、無料になるのか、その辺を教えてください。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 文化振興公社の事務局のほうと何度かやり取りをさせていただいて、文化振興公社としては、それにより無料にしてもらいたいとか、そういった話はなくて、この現状のとおりやっただいていいですよというお話をいただいています。

現状でも、やはり2時間で無料で出られる方ばかりではなくて、やはり早く来られて、3時間以上かかる方というのはかなりいるみたいで、無料にしても結構詰まるというのはあるみたいなので、その辺で料金がかかることによって大きく詰まるんだったら、どういう対応をするのかというのは、また実際に始めてみて、その辺、公社のほうから相談等あれば、そこら辺は協議して対応を考えていきたいと考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 サンアゼリアで夜遅く終わった場合、歌謡曲などは物すごくお客さんが来て、よく詰まっているんです。

今度は1時間以上になると100円。小銭がないと相当詰まってしまうから、交通系のようなものをパチッとやればいいものにするとか何かしないと、本当に大混雑になると思うんです。何度か見えていますので、その辺はよろしく願います。一応答弁あれば願います。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 その辺は、公社のほうとしっかり協議を進めて、必要な対応というのは考えていきたいと思っております。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについての資料1の第15条にあります、規則に違反して駐車場内に駐車し又は放置されている自動車についてというところの、違反しているケースというのはどういった内容なのか。あと、放置されている車両というのは、実は年間でこのぐらいあるとかというのを、大体でいいので、もし分かったら教えてもらってもいいですか。

○小嶋智子議長 野中総務課長。

○野中総務課長 規則に定める違反車両というのは、例えば長期間にわたって駐車している、条例でいうと7日間を超えるような駐車ですとか、あとは例えば、ちゃんと枠に止めないで通路の進行の妨げになるような所に止めているというのは、駐車違反車両という形になります。

そういったケースがどの程度あるのかということなんですけれども、今年度で申し上げますと、こちらに連絡なく7日間を超えて止めているケースというのは、認識しておりません。あとは、所管のほうから連絡があって、やむを得ない事情があって止めているというのは今年度あったんですけれども、それ以外ではございません。

それで、駐車を長くしているものというのは、夜、警備の方が駐車場を回って、長く止まっているのもそうですし、駐車場で何か異変がないかというのは、こちらのほうに報告が上がってまいります、今年度については出ていないので、現状では今年度について確認しているところはございません。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時43分 休憩）

再開します。（午前10時55分 再開）

次に、非強制徴収公債権等の放棄について説明願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、3月定例会において、報告議案として提出予定の非強制徴収公債権等の放棄についてにつきまして説明させていただきます。

本件の内容につきましては、令和6年度に市の会計年度任用職員であった者が、月途中の急な欠勤、退職により、前払いしていた報酬等の一部を返還することについて、本人と複数回折衝をしてきましたが、その後、本人が生活保護を受給することとなり、資力がなくなったことが判明したため、和光市債権管理条例第14条第1項第1号の規定により、非強制徴収公債権等を放棄したことについて報告するものとなります。

詳細につきましては、職員課長より御説明いたします。

○小嶋智子議長 白川職員課長。

○白川職員課長 職員課長の白川です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3月定例会に上程予定の非強制徴収公債権等の放棄について御説明いたします。

お配りしました資料を御覧ください。

今回、非強制徴収公債権等の放棄についてとしておりますが、こちらの内容としましては、資料の1に記載したとおり、市の会計年度任用職員であった方の月途中での欠勤、退職に際して、既に支給済みであった給与等の一部返還について折衝してはりましたが、本人に資力が全くないことが判明しましたことから、和光市債権管理条例第14条第1項第1号に基づきまして、当該債権を放棄したものでございます。

資料2に経緯を記載しておりますが、今回の事案につきましては、当該職員の月途中での欠勤、退職によりまして、支給済み給与等について一部返還を求める必要が生じたので、電話、郵送等で本人と折衝してまいりました。

しかし、本人と連絡がつかない中で、本人より生活保護受給者となりましたために資力が無いという申出をいただきまして、令和7年11月12日に生活保護受給証明書の写しの提出がございましたので、確認の上、事務処理上の手続等を経て、令和7年12月25日付で和光市債権管理条例第14条第1項第1号に該当するものと判断いたしまして、放棄いたしました。これを議会のほうに報告するものでございます。

なお、金額の内訳につきましては、資料3のとおりとなっております。

以上が非強制徴収公債権等の放棄についての説明となります。よろしく願いいたします。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

片山議員。

○片山義久議員 給料の先払いというのがどうして発生しているのかについて教えてください。

○小嶋智子議長 白川職員課長。

○白川職員課長 基本的に我々も含めまして、給与は先払いでお支払いをさせていただいております。ただ、会計年度の方につきましては、月額の方が先払いで支給をさせていただいております。日額であったり、時給でお支払いしている方については、後払いとなっております。こちらが制度の概要となります。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 プライバシーの観点があると思いますので、一応お聞きしますが、途中で来なくなったということですが、この原因等については調査はされましたか。

○小嶋智子議長 白川職員課長。

○白川職員課長 こちらの方がもともとちょっと障害上の特性もありまして、こだわりが強いというところがあったんですが、そのこだわりが強いところから、仕事のほうになかなか前向きに行えなくなってしまいまして、業務を行えない時間や、あとは無断で欠勤することが増えてしまったために、本人が通所しておりました障害者の就労支援を行っている事業所と当時の所管課の管理職が、本人といろいろお話ししてヒアリングしたところ、本人が辞職したい申出がありまして、辞職に至ったという次第でございます。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしますと1点なんですけれども、こちらに就職をなさってから、何らかの問題というか本人の悩みというか、そういうのが生じたというのは、大体期間的にどのぐらいであったかとかはお答えになれますか。

○小嶋智子議長 白川職員課長。

○白川職員課長 こちらの当該職員の任命期間につきましては、令和6年1月1日から採用されておる職員で、令和6年度につきましては令和6年4月1日から令和7年3月31日までの任命期間、こちらが当初の期間となっておりますが、実際は、令和6年8月18日付での退職という形になっております。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 1点だけ確認ですけれども、調査の上、差押えができない、強制徴収できない公債権ということで理解してよろしいのでしょうか。

○小嶋智子議長 白川職員課長。

○白川職員課長 こちらの非強制徴収公債権等につきましては、公債権の地方自治法第231条の3第1項に規定される分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入で、地方税の滞納処分の例による処分することができるもの以外のものと、市の債権のうち公債権以外のものを充てておりまして、それに該当するものですから、今回このような形でやらせていただきました。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午前11時02分 休憩)

再開します。(午前11時05分 再開)

次に、和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行の中止について説明願います。

福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行の中止について説明させていただきます。

令和7年度は、令和7年9月定例会において予算を可決いただき、補助金等の活用を前提に、事業計画に基づく実証走行の実施に向け、準備を進めてまいりましたが、補助金の活用が困難となったことから、実証走行の中止について説明するものとなります。

詳細につきましては、公共交通政策室長から説明いたします。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 それでは私から、和光市自動運転サービス導入事業に係る令和7年度の実証走行を中止する判断について説明させていただきます。

まず、背景と経緯でございます。

本市では、少子高齢化に伴う将来的な地域公共交通の運転手不足を見据え、将来にわたり持続可能な交通を確保するため、自動運転バスによる基幹交通軸の構築を目指してまいりました。このため、令和5年度から段階的に実証走行を重ね、令和9年度から自動運転レベル4の実装を目標として進めてきたところでございます。

令和7年度に関しましては、国土交通省の補助金などを活用しながら、実証走行を実施する計画でございました。しかし、当初のスケジュールどおりに自動運転バスを購入できないことによりまして、補助条件を達成することが難しくなりました。この結果、補助金の活用も困難となったことから、令和7年度の実証走行は中止といたします。

次に、令和7年度に計画していました事業概要を説明いたします。

事業内容は、大型EV自動運転バスを購入し、自動運転レベル2による実証走行を20日間実施し、令和9年度のレベル4認可取得に向けた検証を行う計画でございました。

対象事業は、実証走行に関連するものとしまして、自動運転バスの購入費用として9,680万円、自動運転システムの調整を行う調律業務として1,298万円、運行に必要な経費を交付する運行事業者交付金として481万6,000円となります。また、社会実証などの運営支援に関連する業務として1,500万円、バス専用車線未整備区間における信号機設置などの安全対策を検討する外環側道安全対策検討業務も対象事業としておりまして、事業費の合計は1億3,209万6,000円となります。

これらの対象事業は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金として1億円、また、埼玉県地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金として1,000万円の交付決定を受けておりました。

国の補助金の交付を受けるためには、補助事業の期間である令和8年2月27日までに提案した20日間の実証走行を行い、大型バスにおける自動運転技術の検証などを行うことが条件となっております。

次に、令和7年度の事業の状況を説明いたします。

令和7年度は、自動運転の社会実証を進めて、事業計画の策定や市民への説明会、イベント出展などを通じて、社会受容性を高める取組を行いました。しかし、令和8年1月中旬から予定しておりました大型EV自動運転バスレベル2による実証走行は、12月定例会での関連議案の否決を受けまして、事業者の再選定や臨時議会の検討も行いましたが、事業期間内に補助条件を満たす実証走行の実施は難しい状況でございます。

次に、国及び埼玉県の補助事業に対する見解を説明いたします。

国土交通省の見解では、当該補助はレベル4の早期実装を目指す自治体を支援する制度であるため、補助条件に従い、提案した5か年の計画の中で、令和9年度にレベル4を実装することが必要とされております。また、補助条件を達成できずに、事業の取下げや事業費の減額となる場合には、成果が得られないため評価が下がり、令和8年度以降に再度応募しても採択さ

れない可能性が高いという見解が示されております。

埼玉県の見解は、自動運転サービス導入事業は、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに位置づけられた事業であり、地域まちづくり計画として関連する補助事業も含めて整理が必要とされております。また、計画書で示しました事業内容や成果目標の変更協議を行い、変更交付申請後に、公布の可否を決定するという見解が示されております。

最後に、今後の対応でございます。

令和7年度は、補助事業の提案内容と同一の実証実施が困難であるため、国庫補助金は取り下げることといたします。埼玉県の補助金につきましては、補助事業の変更協議を行う対応といたします。

結論といたしまして、1億円の交付決定を受けている国庫補助金が活用できない状況の中で、市の単独費で実証走行を実施することは困難であることから、令和7年度の実証走行は中止といたします。

本事業は、将来の公共交通の維持充実を見据えた重要な取組である一方、補助制度には厳格な事業期間、補助条件があり、現状ではその条件達成が見込めないことから、今回の判断に至ったものでございます。

資料の説明は以上となります。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 部長にお尋ねしたいんですけども、今、一応のお話はお聞きしたんですけども、国土交通省にこの状況を説明に行かれたと思うんですけども、そのときの状況、それはお断りで行かれたのか、こちらが考えを変えれば、まだ引き続き補助がもらえるのかという形で行かれたのか。

あともう一点、埼玉県には、ここに見解という形で述べられていますけれども、そのときの状況はどうでしたか。

あともう一つ、ここには書かれていないんですけども、先日NHKニュースで、東武バスの社長だと思いうんですけども、運転手不足のクローズアップのニュースの中で、東武バスが自動運転化に取り組んでいますというようなニュースが、全部は聞けなかったんですけども、流れていました。そういうことを踏まえて、東武バスに対してはどのような御説明をされているのか。まずそれをお聞きします。

○小嶋智子議長 福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 まず、国土交通省に関しましては、12月の否決を受けまして、先ほど黒田が説明しましたとおり、現行の補助条件、いわゆる2月27日までに当初私たちが提案した内容を実施することは、日数的な部分で難しいという点がございましたので、こちらを例えば3月末までに延ばしていただけないかとか、もしくは場合によっては、来年度まで繰越しをした

上で実証をお認めいただけないかというようなことを、2回ほど本省に行って打合せしてまいりました。

結論としましては、こちらの資料に書かせていただいたとおり、あくまでも年度当初、交付決定を受けた内容を、決められた補助条件の期間内で実施するというのが条件ですというお話で、繰越しですとか、もしくは年度内3月まで延ばすということは認められませんというのが、国の決定事項でした。

来年度以降はという話をこのペーパーにも書かせていただいておりますが、来年度仕切り直して、もう一度同じ補助事業に手を挙げるということに関しても、国の方は明確に駄目ですとは言いませんが、令和7年度に一度自分たちで取り下げた計画を、そのままもう一年後ろ倒しにして出すということに対しては、相当否定的な考えをお持ちだというふうに感じております。

それから、埼玉県に関しましても、こちらのペーパー裏面に書いてあるとおり、今回の自動運転は、スーパー・シティプロジェクトに位置づけられております。

和光市の組立てとしましては、和光市駅の北口の再開発区画整理の部分のいわゆる中心拠点と、和光北インター東部で、今、区画整理等を県のほうで国道254号バイパスをやっていますが、その2つの拠点を結ぶ軸として自動運転を導入すると。大きくはこの3つの組立てでスーパー・シティプロジェクトを進めてきたところです。

このうちの1つの軸が今後どうなるか。少なくとも今回否決を受けた中では、計画どおり進まないということが公になりましたので、スーパー・シティプロジェクト自体の補助事業というところも、再度整理が必要ではないかというふうな話をいただいております。

東武バス含めて、今回、自動運転を進めてきている中で、地域コミッティという国とか県の方に入らせていただいているコミッティがあって、その構成員の方々にちょっと否決をされましたということは、まずお伝えしなければいけないと思ってお伝えしています。その上で、もし何か御意見あればいただけますかという形で、構成員の方々から意見をいただいているところです。

東武バスからは相当いろいろな御意見をいただいているんですが、まずは東京近郊において、自動運転バスと親和性が高い部分がなかなか東武バスの中でもない中で、和光市が中心となって国や県の後押しもあり、外環側道の環境整備を行いながら自動運転サービスを進めてきたというところに関しては大変評価していただいております。また、新たに途中停留所を新設するなど、市民の方々の未来の公共交通の足として期待していましたという御意見はいただいております。

まず、東武バスとしては、新座営業所から和光市地域へのバスの回送の距離というのが、朝霞市や新座市と比較しても長くて、運行の便数を確保すること自体は難しい地域だというふうな認識がある中で、運転手不足と相まって、数年前にはコミュニティバスからの撤退について打診させていただいた状況もありましたが、自動運転や和光市駅北口再開発など公共交通維持への積極的な取組に 대응しようと、当社としても運行路線の維持、さらに利便性向上につなげよ

うと進めてきましたという話です。

ただ今回、自動運転の取組が一旦休止になることは非常に残念ですと。公共交通に対する考えにもつながってくると思いますので、当社の当該地域、和光市のエリアのことに対する思いも少なからず影響し、今後、路線バスの再編なども改めて検討させていただく可能性もあると思っておりますという御意見をいただいております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ありがとうございます。

私が国土交通省、また県庁の職員の側に立ってこういうお話を聞くと、かなり相手の方はいい感じではない。和光市に対する信用とか信頼、そういうのが落ちるのではないかなと私は思います。

そこで危惧することは、これから国道254号線だとかこれに付随して、この前に和光市駅北口の駐輪場の前の拡幅も、県道でスーパーシティに類して早く県がやったという声を私も聞いているわけですがけれども、こういう県との事業、また、行く行くは国道254号線の国との事業、いろいろ国から支援してもらわなければ、補助をもらわなければ、大きなことはやっていけないんだと思います。

また私は、今回、北側だけの自動運転ではなくて、これがある程度進んだら南の埼玉病院まで延長して、将来実証実験もしようというお答えももらっているわけです。そういうもの全てがここで止まってしまうということは、市民の側としても非常によくない状況なんです。

それはさておき、対国土交通省の職員、今後、和光市に対して危惧するところがあるんですけども、そういうことは見られなかったですか。令和8年度、今後やるとき、再開するとき、さっきの話ではもう無理だろうという感じでしょうけれども、とにかくそこを何とかもう一回動いて、もう一回していただきたいということが無理な状況なのか。信頼が落ちていますから非常に難しいと思うんですが、その辺はちょっと微妙なところなんですけれども、どのように捉えているんでしょうか。

○小嶋智子議長 福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 交付金を申請すること自体は、各自治体、議会の皆さんの同意をいただいた上での判断なので、多分自由です。国土交通省もそこまで明確に駄目ですとは当然言わないので、申請するのは自由ですという話です。

ただ、国としては、令和9年にレベル4にならないものに対して、果たしてどこまで補助をつけられるかというのは、当然言えませんという話です。

うまく伝わるか分からないですけども、今回、私たちは国から頂いていた補助は、ほかの自治体でも補助金を要求していた自治体が多数ある中で、自治体によっては、交付の決定を受けていないところもあると伺っています。つまり例えば1億円要望したけれども、ゼロ円だったという自治体、この数字は例えですけども。そういった中で、和光市は1億円要望して1億円満額つけていただいていたと。だから、相当国が期待していた部分は大きいんだらうとい

うふうには感じています。

それが、仮にスタートしたとしても、少なくとも1年は遅れるわけですから、そうすると、令和9年のレベル4というのが、もう達成見込みがほぼ立たないわけですから、国として、果たしてそういったところに改めて補助金をつけられるのかといえば、私が県の立場で、例えば市町村の方々から要求いただいたものに予算をつけていくということを鑑みると、なかなか再度予算をつけるというのは難しいのではないかというふうに感じております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今、国のお話ですけれども、埼玉県のスーパースィティプロジェクト、さいたま市、和光市だとかあると思うんですけれども。県としては、スーパースィティの枠の中に、和光市はそこから外されるのか。残っていないてはいけないんでしょうけれども、それはどのような状況になるんでしょうか。

○小嶋智子議長 福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 県のほうはまだ協議中の部分がございますので、今の段階では結論が出ていないところです。

ただ、先ほどお話しした和光市の場合のスーパースィティプロジェクトは、3本柱があって、北口の拠点とインター東部とその間を結ぶ軸のところなんですけど、その1つの軸のところをどうするかということはある程度クリアにしないと、場合によっては、軸がなくなったからそもそも県の補助金自体を対象外にするとなるのか、それとも、内容を見直して認めてもらうのか、ちょっとその辺は分からないんですが、自動運転を今後どうするかという整理と合わせて決まってくるものだと思います。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そういうことで、これで本当にぶつつんすれば、和光市または和光市議会が世間から問われるわけなんですけれども、そこで私はちょっと吉田武司議員にお聞きしたいんですけれども、このような状況なんですけれども、お聞きしてよろしいですか。

○小嶋智子議長 赤松議員、申し上げますけれども、今、執行部の皆様の説明を聞いて、それに対しての質疑の時間でございますので、その点を十分考慮されて発言をお願いします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 考慮しています。

全員協議会は決議機関でなくて、議員間討議を含めたような状態で、和光市の令和何年の全員協議会要綱を見ると、質問していいことになっているんですよ。

そういうことで、吉田議員は反対だ、私は賛成ということで、お互い意見が違うんだけど、意見をちょっと述べてください。

○小嶋智子議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 私の考えは、今回、自動運転をいい悪いではなくて、私は自動運転は賛成です。

今回のこのプロポーザルに対して、私は9月定例会においても予算は賛成しました。2年前の11月30日に説明をしていただいたときに、万博のバスを買う、そして、それを進めていくというところで、それは理解をしていたんです。

ただ、今回サウンディング調査でいろいろなことをやる、9,680万円の枠の中でそれ以上の提案をした業者がいて、いいものがあったとしてもそれを超えたらできない。そういうところがあって、すごく私はその設定に対して不安に思いました。

ある質問者の中に、今回のモビリティの業者については、今回のプロポーザルの中に、その顧問になっている方がそのプロポーザルの委員になっていた。それも不透明なことで、そういうことがあってはいけないのかなというふうに思って、私も悩んだ末に反対ということをしました。

あとは第一に、私は2車線化はずっと要らないと思っていたし、やるのであれば、南口から理化学研究所、司法研修所、総合福祉会館、埼玉病院、和光市駅を循環するような自動運転の構想がいいとはずっと言い続けてきました。

そして、あの地域に基幹軸ということをやっていたけれども、基幹軸には絶対ならないと思っています。だったら、都市計画道路をしっかりと整備しなくてはいけない。そして、市民のための本当の基幹軸となる所に自動運転を出す。それがもう最善の計画だと思っていた、それを何回も委員会でも質問しましたが、的確な答弁はいただけませんでした。

そして、あの地域には倉庫業の方ばかりかというぐらいいて、そこに市の大切な税金を使って、その倉庫に通う方たちのためにバスを出すというのがおかしいと考えていたんです。せめて、あそこの東部地区の区画整理事業の中に、例えばホンダの製造業とか、そういうところが来て、税収が上がるという見込みがあるのであれば、バスを出してもいいなどは考えていました。

今現在も、郵便局、タイセイ、あとほかの倉庫業者も独自のバスを出しているので、それはもうその倉庫を運営している方たちの企業努力だと思っているし、その倉庫で働く方たちのために、市民の税金を払ってバスをするというのはおかしいと考えていて、それで反対をさせていただいたということです。

決して私は自動運転に対しては、反対ということは一言も言っていません。今回のプロポーザル、そういうことのやり方に対して不透明感があったので、反対をさせていただきました。

私の考えは以上です。

○小嶋智子議長 申し上げますけれども、全員協議会の場でございます。執行部からの説明に対しての質疑をお願いしたいと思いますので、その点に十分注意をしていただきながら、発言をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

富澤議員。

○富澤啓二議員 今回の事業の中止による損失と影響をどう評価したのか伺います。

中止は単なるやめましたではありません。事業存続に対して重大な懸念を持っております。

これまでの準備費用、事業者との契約関係、国の評価、県との関係性、市の交通政策の遅延、また市民への影響、これらを総合的に評価した上で、中止の判断をしたのか問われていると思いますが、どのような評価をされたのか伺います。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 今回の事業の中止の判断に至ったことについては、令和7年度に予定していた実証走行、こちらが否決を受けて、補助事業として実施することができなくなったというところがまず1つございます。

あとは、今後の影響についても、コミッティの委員の方々から御意見をいただいておりますけれども、やはり今まで運転手不足への対応であるとか、そういった地域課題に対して進めてきた中で、今回の判断というのは非常に残念であると。あとは、やはり今回のこの結果による影響として、今後も運転手不足が続く状況下において、バス事業者から見捨てられる可能性があるという御意見や、そういった評価をいただいた中ではあるんですけども、今回こういった結論ということになりました。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 そうしましたら、代替案の検討状況を伺います。

中止は終わりではなく、次の一手が必要だろうかと思っておりますが、今現在、代替案は検討されているのかどうか伺います。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 否決の結果を受けて、今後についてですけれども、自動運転自体は有益であるという考え方に変わりはありませんので、今後、和光市で自動運転を進めていく上での考え方であるとか、そういったところは今後整理をしていきたいというふうに考えておりました。現時点で具体的にどのようにやっていくかとか、ちょっと具体的なことはまだ決まっていないという状況でございます。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 最後に、市長、部長への最終判断プロセスについて伺います。

今回の中止は、誰がどの情報を基に、最終的に中止を決めたのか。また、市長への報告はいつ行われたのか。市長はどのような判断基準で中止を了承したのか。意思決定の透明性を伺います。

○小嶋智子議長 福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 先ほど国土交通省のこの補助金を所管されているところに2回ほど行きましたというお話しをしましたが、1回目は私が行きまして、2回目は市長と私のほうでも行っております。市長が行っていただいた中でも、国のほうの対応というのは一切変わるところがなく、いわゆる今年度、補助金は取り下げざるを得ないだろうという判断をしております。

その上で、市内の市長を含め、企画部長や総務部長とかと国のほうの見解を共有した上で、やはりどうしても、今年度、実証するのは難しい、不可能だという判断をいたしましたので、こち

らはもう中止をせざるを得ないだろうと。

国のほうからは、中止に向けてはしっかり取下げの申請をしてくださいというふうに言われていまして、一度交付申請したものを取り下げる期限も、2月20日というふうに明確に提示されていまして、なるべくやめるのであれば、きっちり判断を早めにして、必要な手続を踏まなければいけないというところで判断しております。それで、今日の全員協議会で議会の皆様に説明させていただこうという流れになっております。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今さらなんですけれども、確認させていただきたいんですが、BYD社の車両で先進モビリティ株式会社の調律という契約だったと思うんですが、それと同じ組合せで、全国で幾つも実証実験されているわけなんですけれども、別の万博の使えなくなった車両が山積みになっているという中で、EVモーターズ・ジャパンの車両だと思うんですけれども、それと同じものを購入しようとしたというような市民の誤解があるのかなと思うんですが、それは別のものなんですよ。その点をはっきり広報というか、説明されていますでしょうか。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 万博で事故を起こしている車両が、EVモーターズ・ジャパンの車両が多いところなんですけれども、具体的に市民に向けて、そのところについてはホームページなどで広報というのは行ってはおりません。

実際に私どもがもともと購入しようとした車両はBYD社で、実際に導入予定であったBYD社につきましては、システムは先進モビリティ株式会社のシステムなんですけど、今年度、国の補助を活用して大阪市、東広島市、日光市が、実際にそれを活用して実証走行を行っているという実績もございます。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今の誤解が、結構市民の方の中にはあるのではないかなというふうに思っています。その点、今からきちんと説明しても、契約自体の否決は戻らないんですけれども。

それから、もう一点伺いたいんですが、先ほど自動運転を目指していくこと自体は変わらないというふうにおっしゃったんですけれども、具体的な方途というのはまだ決まっていないということでしたが、国の補助金がかかなり難しくなる中で、何らかの活路というのはあるんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○小嶋智子議長 福田都市整備部長。

○福田都市整備部長 今年度、私たちが活用していた国土交通省の補助金は、いわゆる物流・自動車局とあって、今回、全国に自動運転を、例えば2027年に100か所を目指しているようなところを強く後押しする部局だと思っております。

そういう意味では補助率も5分の4ですから、今回1億円のうち、8,000万円が車両購入といえれば国の負担になっていたと。

ここまで補助率が手厚い補助というのは、今現状、国土交通省以外見渡しても、自動運転に

活用できる補助金はなさそうなんです、仮にほかの補助金を活用して、例えば自動運転を何か推進できないかというようなところを、今後模索していくようになるのかなと思っています。

ただ、大抵補助率がもう2分の1になりますので、単純計算でいけば、今年度の補助金を使うよりも、大体2.5倍ぐらい市の負担が増えるだろうというふうには考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 大体内容は分かったんですけども、2ページ目に、令和7年度は走行は中止、今の話だと自動運転は、まだ有益なので取り組みたい。

あるいは、部長のお話などを聞くと、(1)令和7年度があるんですけども、(2)の令和8年度は明確には述べられないとおっしゃっていましたが、自動運転には有益なところがあるならば、令和8年度は今はまだ決まっていなくても取り組みますということぐらい書かないと、市民は納得がいかないですね。中止ということは、ここで本当に終わってしまったんだと、もうやらないんだというふうに受け取られますから。

先ほど、吉田議員も自動運転は反対ではない。南のほうのわこらぼもそういう考えなんですけれども。

令和7年度は中止ですけども、ここに令和8年度の取組を1行入れていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 令和8年度は取組というか、まず、今後の進め方であるとか自動運転の在り方を研究していくということと、あとは、社会受容性の部分で、やはりアンケート調査をやっても、自動運転に実際乗られた方が不安であるというような回答も20%程度ございました。

そういったところもありますので、市民の方に自動運転の安全性、あと必要性、そういったところを勉強会などを通して、まず周知をしていくということも含めて、今後の在り方というのは整理、検討していきたいとは考えております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 市におけるバスの役割というのは、多くの市民の方と接していると、市民墓地、病院、そして生鮮食品を買うことができるスーパー、これに近づけてもらって、足の弱った自分を運んでほしいという強い思いが伝わってきます。多くの市民の人の願い、そして生活の幸福というのもやはり保障していく上で、本当に要の部分であるというふうに理解しております。

今回、中止についてというので、今、御説明をしていただいているわけですが、自動運転バスというものを今後どういうふうにしていくのかというのは、まだ余白の部分があるのかなと思いましたが、否決となったという事実を踏まえると、やはり今後、市に尽力していただきたいところは、やはり人間の運転手の確保ということだと思うんです。

関連して質問しますので、お答えになれる範囲で構いませんが、大型二種免許ですか、バス

を運転できる免許を持った方というものの確保について、市として何か動きを取っていくというふうなお考えというのはございますか。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 大型二種免許の運転手の確保というところでいいますと、市として今までやってきたこと、これからやることとしましては、東武バスウエストは運転手の募集の広告などをいろいろ展開しております。

そういった中で、特に昨年度は市民まつりなどブースを設けて東武バスの方に来ていただいて、運転手募集の周知を行うとか、そういった支援というのは行っておりますので、引き続き市としても運転手の確保といったところで、できるところは支援を行っていきたいというふうに考えております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 ありがとうございます。

ハローワークなどもあるのかなと思いますが、そちらにこういった免許を持っている方がいらっしゃった場合、積極的に案内していくとかということは可能ですか。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 基本的に運転手の募集を主体的にやるのはバス事業者であると考えておりますので、市としてできるところは支援していきますが、ハローワークに御案内というところだと、事業者のほうで行うものであるというふうに考えております。

○小嶋智子議長 片山議員。

○片山義久議員 私の周りでは、このEVバスを買わなくてよかったねという意見が、結構市民からは聞こえてくるんですけども、先ほど待鳥議員のお話にあった例えば日光市ですとか東広島市において、BYD社と先進モビリティ株式会社の組合せによる自動運転が進んでいるということなんですけど、これは市がバスを買ってまでやっているのかというところについては、把握されてますでしょうか。

○小嶋智子議長 黒田公共交通政策室長。

○黒田公共交通政策室長 大型のBYD社で日光市、東広島市、あと大阪市の3市ありますけれども、購入ではなくてリースのほうで実証を行っているというところでございます。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時48分 休憩）

再開します。（午前11時49分 再開）

内田議員。

○内田あや議員 議長にちょっと御質問したいんですけども、先ほどのやり取りの中で、赤松議員が吉田武司議員に御質問をされました。それを止めになられた理由のところを伺っても

いいですか。

○小嶋智子議長 議員間討議という制度はまだ和光市議会にはございませんし、今回は全員協議会ということでありますので、執行部の説明に対して質疑があれば受け付けるという場として設定しておりましたので、議員間の中での協議というのはふさわしくないという判断をさせていただきます。

内田議員。

○内田あや議員 ありがとうございます。

全員協議会は、公式な討論の場ではないと理解していますが、その中でも、執行部からの説明に加えて、情報交換、意見交換の場だというふうに私は理解しています。違ったらちょっと教えていただきたいんですけども。かつ、10年前ですか、和光市議会の基本条例には、議員間討議もやっていくという方向感が出ている中で、それをこの場でやらないという判断についてはどうお考えですか。

○小嶋智子議長 きちんとした制度としては出来上がっておりませんので、あやふやな形で導入をしていくということは、今現在、議会改革でも取り組んでいる中でありますので、それがきちんと整ってからのほうがよろしいのではないかと。皆さんの中での共通認識がまだできていないということになります。

内田議員。

○内田あや議員 理解いたしました。

議員間討議のルールに関しては、全員協議会も含まれる。委員会であったり本会議ではなく、全員協議会も含まれるという理解ですか。

○小嶋智子議長 それについて、今、議会改革で協議をしているところですので、まだこれからということになっております。

内田議員。

○内田あや議員 理解いたしました。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 話の流れで、ちょっと私も確認したいんですけども、ときに、やはり全員協議会の中で正直私も議員にお聞きしたいという場合もあるんですけども、それは駄目という、できないということになりますか。

○小嶋智子議長 そういうことがあれば、これは議会運営のほうになりますので、そちらで。

今、議員間討議についても議会改革の中で協議をされているので、そこでどうするかということをお話し合っていて決めて、皆さんの中で共通認識、ルールをもって実施するというほうがいいのではないかと私は考えております。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時52分 閉会

議 長 小 嶋 智 子

副 議 長 待 鳥 美 光